

会津坂下町発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する
運用基準

(趣旨)

第1条 会津坂下町工事請負契約約款（平成13年会津坂下町告示第47号。以下「契約約款」という。）第10条第3項に基づく現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和措置（以下「緩和措置」という。）について、以下に定める事項により運用するものとする。

(緩和措置)

第2条 緩和措置は次に掲げる措置とする。

(1) 現場代理人の常駐の免除

(2) 現場代理人の兼務

(対象となる工事)

第3条 現場代理人を兼務することができる工事は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、町長が品質管理、安全管理等現場代理人の業務に支障がないと認める工事とする。

(1) 町が発注する工事

(2) 当初請負金額が2,500万円（発注種別が建築工事であり、かつ入札公告等の入札に参加する者に必要な資格に関する事項において、建築工事業の許可業種を要することとされた工事（以下、「建築工事一式」という。）である場合にあっては5,000万円）未満であり、かつ、他の工事の契約金額が2,500万円（建築一式工事である場合にあっては5,000万円）未満であること。ただし当該工事の予定価格又は他の工事の契約金額のいずれかが1,000万円以上の場合、下記の同一区分の工事に限る。

区分1	一般土木、舗装、鋼橋上部、PC上部、しゅんせつ、塗装、法面処理、上・下水道、清掃施設、消雪、造園、さく井、グラウト
区分2	建築、電気設備、冷暖房衛生設備、機械設備、通信設備

(3) 一体性又は連続性のある工事で、かつ、相互間の距離がおおむね10km程度の場所において同一の業者が施工する工事

(4) 町が発注した同一の場所又は近接した場所における密接な関

連のある複数の工事で、町長が認める工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に基づき同一の専任の主任技術者の管理が認められる工事を含む。）

(5) 入札公告（制限付き一般競争入札の場合）又は契約の方法等及び見積の条件等に「この工事については、落札者の申請に基づき会津坂下町発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準に該当した場合、現場代理人の常駐義務を緩和することができる。」旨が記載されている工事。ただし、本運用適用日以前に起工決定した工事の入札公告等に上記の記載がなくても、本運用の適用に基づく申請ができるものとする。

2 その他町長がやむを得ないものとして認める工事については、同一者が現場代理人を兼務することができる。

（手続）

第4条 入札等への参加者は、入札等の前（制限付き一般競争入札又は指名競争入札にあつては、設計図書等に対する質問の受付期間、随意契約にあつては、見積依頼日の翌日から起算して4日間（休日を除く。））に、発注者に対して、様式1「現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書」（両工事が入札又は契約手続中の場合は、様式1-1）に配置予定現場代理人に係る経歴書を添付し提出するものとする。なお、契約時には、様式2「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」を提出するものとする。

（承認に当たって付す条件）

第5条 現場代理人の常駐義務緩和に係る申請の承認に当たって付す条件は次にあげるものとする。

(1) 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理する責任者を指定し、必ず配置すること。

(2) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

(3) 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡がとれる体制を構築すること。

(4) 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたること。

(5) 現場代理人は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任が必要な作業においては必ず配置すること。

2 前項の条件が履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。

3 緩和措置が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は直ちに緩和の承認を取り消すものとする。

4 受注者が工事発注者から現場代理人の緩和の承認を取り消された際に、新たな現場管理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

（変更契約時の取扱い）

第6条 現場代理人を兼務する場合の変更契約時の取扱いについては、契約当時に現場代理人の兼務がなされた工事について、設計変更等による変更契約により第3条に定める条件を満たさなくなったとしても引き続き現場代理人の兼務を認めるものとする。ただし、町長が適当でないと認める場合は現場代理人の兼務を取り消すものとする。

（現場代理人の常駐の免除）

第7条 次に掲げる場合においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。ただし、常駐を免除する具体的な期間については、設計図書又は工事打合簿等の書面により明確にしておくものとする。

(1) 工事の全面的な中止期間（契約約款第20条に基づき、工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等人為的な事象により、建設業者の責に帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、工事を施工できないと認められ、町から工事の全部について一時中止命令が

だされた期間)

- (2) 工場製作のみが行われている期間（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間）
- (3) 工事が完了し竣工検査の待機中となっている期間
- (4) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない期間
- (5) 片方の工事が中止又は休止となっている期間

（留意事項）

第8条 前条の規定により現場代理人の常駐を免除される場合であっても、連絡体制の整備、安全管理等の徹底を行うこと。

附則

この運用基準は、平成25年11月1日から施行する。